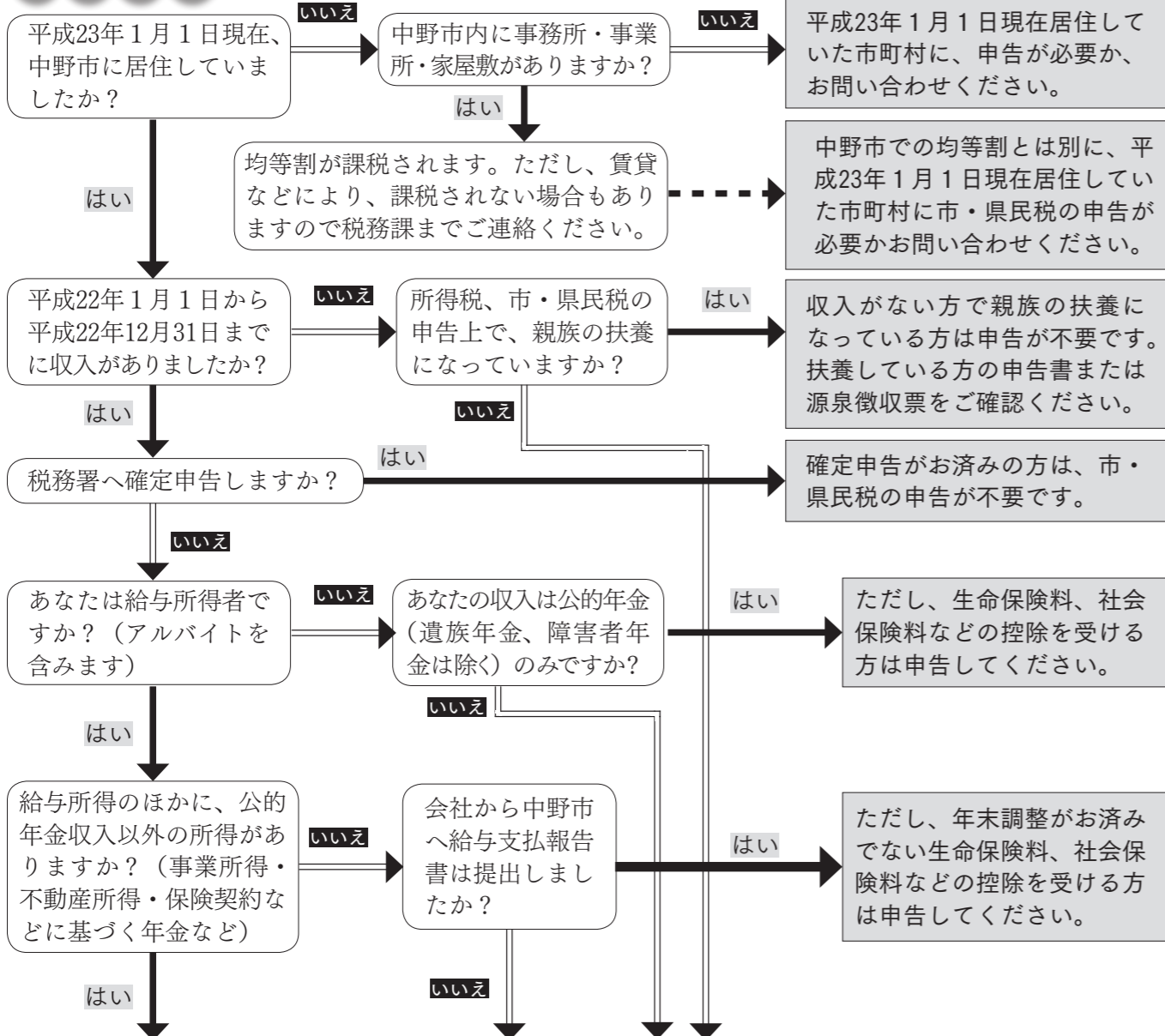


市・県民税の申告書は、前年の申告状況および平成22年中に会社を退職された方などにお送りしています。申告書が送られてこない場合でも、下の図の「市・県民税の申告が必要です」に当てはまる方は、市役所税務課へお問い合わせください。



スタート



市・県民税の申告が必要です

※次に該当する方は、確定申告が必要になりますのでご注意ください。
 ・事業所得、不動産所得のある方や、年金受給者などで平成22年中の所得金額の合計が各種所得控除などの合計額を超える方《市・県民税と所得税（確定申告）の所得控除額は異なるものがありますのでお気をつけください》
 （給与所得者）
 ・給与の収入が2,000万円を超える方 ・給与を2カ所以上から受けている方
 ・給与所得者で、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
 ※市・県民税の申告では所得税の還付は受けられません。確定申告が必要です。
 ※他にも、確定申告が必要になる場合があります。詳しくは、信濃中野税務署【☎（22）3151】または市役所税務課【☎（22）2111 内線225】までお問い合わせください。

税の申告は正しくお早目に！

～期間は2月16日から3月15日まで～

市・県民税と所得税の申告が始まります。申告は正しく早めに済ませましょう。申告についてご不明な点は、申告相談会場でお尋ねください。

市・県民税

市・県民税の申告は市役所へ

左ページの図を参考に、市・県民税の申告が必要な方は、2月16日(水)から3月15日(火)までの間に、申告をお願いします。
 市・県民税の申告は、課税の基礎資料のためではありません。
 所得証明あるいは課税証明などの証明書の発行や、国民健康保険税、保育料の算定および年金・各種手当などの基礎資料にもなりますので、必ず期限内に申告してください。

申告相談に必要な物

- 申告書と印鑑
- 所得がわかるもの
 （源泉徴収票、営業・農業・不動産など事業所得の収支内訳書など）
- 医療費の領収書、生命保険料などの証明書など確認できるもの
 （国民年金保険料に関する社会保険料控除を受ける場合は、国民年金保険料の支払いしたことを証明する書類が必要になります）

申告相談を受けられる方へのお願

- (1) 必要と思われる書類は、すべてお持ちください。
- (2) 配偶者、扶養控除を受ける場合は、ご家族の所得の内容、金額などもわかるようにしてください。
- (3) 収支内訳書、医療費の支払総額などは、事前に計算を済ませてから会場へお出かけください。

所得税

確定申告はお早めに

所得税の確定申告は、昨年1年間の所得と税額を自分で計算して、申告・納付する手続きです。
 2月16日(水)から3月15日(火)までの間に、信濃中野税務署へ申告してください。
 申告期間の終了間近になると大変混雑しますので、申告の手続きを早め済ませていただくようお願いいたします。
 問い合わせ先
 信濃中野税務署 ☎(22)3151

◆申告相談日程 受付時間 午前8時～午後3時（申告相談の開始は午前9時から）

期日	2月								3月											
	16	17	18	21	22	23	24	25	28	1	2	3	4	7	8	9	10	11	14	15
水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水
中野会場	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭		
豊田会場	上今井	上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	永田											

※中野会場は、市民会館41号会議室（2階）、豊田会場は、豊田支所大会議室（2階）で行います。
 ※3月1日(火)以降は、中野会場のみとなります。

※2月16日、3月2日の「還付申告」日は、給与・年金所得の所得税の還付を受ける方（市内全地区）を対象とします。なお、対象地区の指定日に来られない方も相談は受けられますが、混雑をさけるため、できるだけ対象地区日にご来場くださるようお願いいたします。